

新潟県柏崎市空き家バンク制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内にある空家等の有効活用及び流通促進を図るために実施する柏崎市空き家バンク制度に関し必要な事項を定めることにより、定住促進及び地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方自治体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 所有者等 市内に所在する空家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (3) 利用希望者 定住を目的として、公開された空き家等の購入又は賃借について登録者との交渉を希望する者をいう。
- (4) 空き家バンク制度 売却又は賃貸等を希望する所有者等から申込みのあった空家等の情報を登録し、空家等の購入又は賃借等を希望する者に対して、当該情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱の規定は、空き家バンク制度以外による空家等の取引を規制するものではない。

(登録申込み)

第4条 空き家バンク制度を利用して当該空家等に関する情報を登録しようとする者（以下「登録者」という。）は、柏崎市空き家バンク制度登録申込書（別記第1号様式）に柏崎市空き家バンク制度登録票（別記第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込書及び登録票の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに空家等の調査を行い、適当であると認めたときは、当該空家等を空き家バンク制度に登録し、その情報を柏崎市空き家バンク台帳（別記第3号様式）に登載するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、柏崎市空き家バンク制度登録完了通知書（別記第4号様式）により登録者に通知するものとする。
- 4 市長は、登録者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、空き家バンク制度に登録しないものとする。
- 5 空き家バンク制度に登録する期間は、原則として2年とする。ただし、第1項に規定する申込みを再度行うことにより、登録期間を延長することができる。

(登録する空家等の条件)

第5条 空き家バンク制度に登録する空家等は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 利用に際して修繕を要しないもの又は小修繕により利用できるものであること。
- (2) 隣接地との敷地境界が確定していること。
- (3) 所有者等が複数いる場合は、空き家バンク制度に登録することについて、その全ての者の同意を得ていること。
- (4) 当該空家等の所有者等とその敷地の所有者等が異なる場合は、空き家バンク制度に登録することについて、敷地の所有者等の同意を得ていること。

(登録事項の変更)

第6条 登録者は、登録情報に変更があるときは、柏崎市空き家バンク制度登録事項変更届出書（別記第5号様式）に柏崎市空き家バンク制度登録票を添えて、その変更を届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク制度の利用登録を抹消し、柏崎市空き家バンク制度登録抹消通知書（別記第6号様式）により登録者に通知するものとする。

- (1) 空家等の所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 柏崎市空き家バンク制度登録取消届出書（別記第7号様式）の提出があったとき。

(3) 登録が適当でないとき市長が特に認めるとき。

(情報の公開)

第8条 市長は、登録票に記載された空家等の情報のうち、次に掲げるものを公開する。

- (1) 物件番号
- (2) 売却又は賃貸の別
- (3) 所在地
- (4) 希望する売却価格若しくは賃料又はその両方
- (5) 物件の概要及び状況
- (6) 位置図
- (7) 間取り図
- (8) 外観及び内部等の現況写真
- (9) その他の事項

(利用登録及び交渉の申込み)

第9条 利用希望者が交渉を希望する際は、柏崎市空き家バンク制度利用登録・交渉申込書（別記第8号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、利用希望者から前項の申込書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、登録者に対し利用希望者の情報を提供するものとする。
- 3 市長は、利用希望者が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、空き家バンク制度を利用させないものとする。

(登録者と利用希望者の交渉)

第10条 市は登録者と利用希望者が行う空家等の売買及び賃貸借に関する交渉並びに契約（以下「交渉等」という。）については、直接関与しない。

- 2 交渉等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決しなければならない。
- 3 市長は、登録者と利用希望者が交渉等の媒介等を希望する場合には、公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会に媒介等を依頼するものとする。

(個人情報等の取扱い)

第11条 利用希望者は、空き家バンク制度の利用に伴い取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
- (2) 個人情報が流出し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は適切に廃棄すること。
- (4) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンク制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。